

第9 主要寸法（登録長、登録幅及び登録深さ）について

1 登録長（LR）

上甲板下面において、船首材（防舷材を除く）の前面から船尾材の後面に至る寸法で、次の船首側の基点と船尾側の基点を結んだ長さを基準とし、必要に応じてその補正を行います。

○船首側の基点

点線で囲んだ部分（①の部分）に甲板がある（全通した甲板がある）場合は、その甲板下面と船首材前面の交点が基点です。

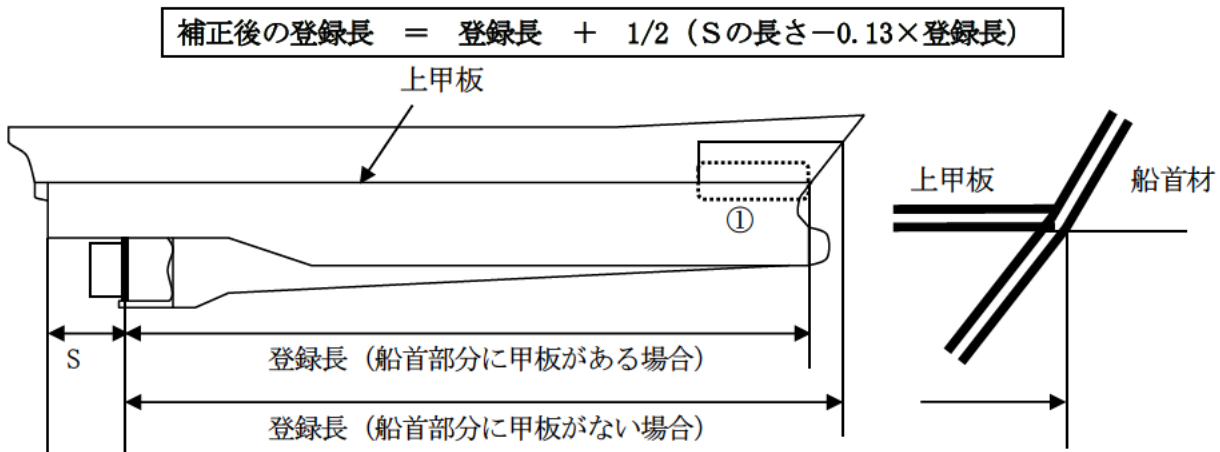
点線で囲んだ部分（①の部分）に甲板がない（全通した甲板がない）場合は、段の上の甲板下面と船首材前面の交点が基点です。

○船尾側の基点

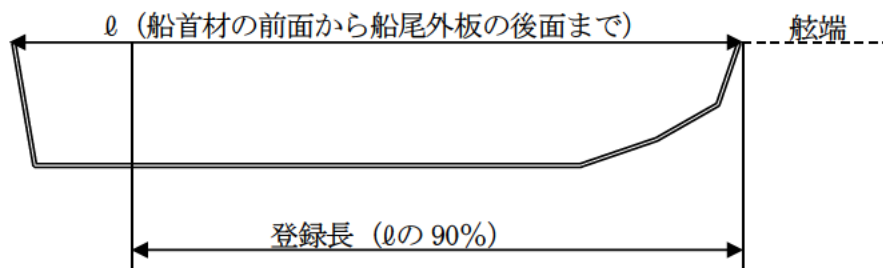
舵を備える船舶では、舵柱の後面又は舵頭材の中心が基点です。

○登録長の補正

船尾側の基点（舵柱の後面又は舵頭材の中心）から船尾外板の後面までの長さ（S）が、船首側の基点と船尾側の基点を結んだ長さの13%以上の長さとなる場合は、次により登録長を補正する必要があります。



※舵を備えていない船外機船や船内外機船では、船首材（防舷材を除く）の前面から船尾外板の後面までの長さの90%の長さが登録長になります。また、甲板が低く、規定の放水口等が設置されていない船では、舷端（船側外板の上端）で計測します。

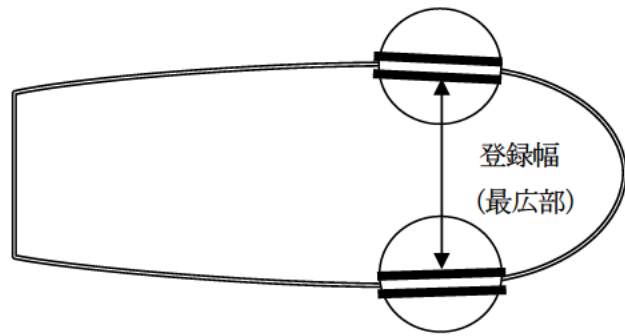


2 登録幅 (BR)

船体における最広部の位置で、FRP船等の船舶の場合では、船側外板の内面から反対側の内面までの寸法です。

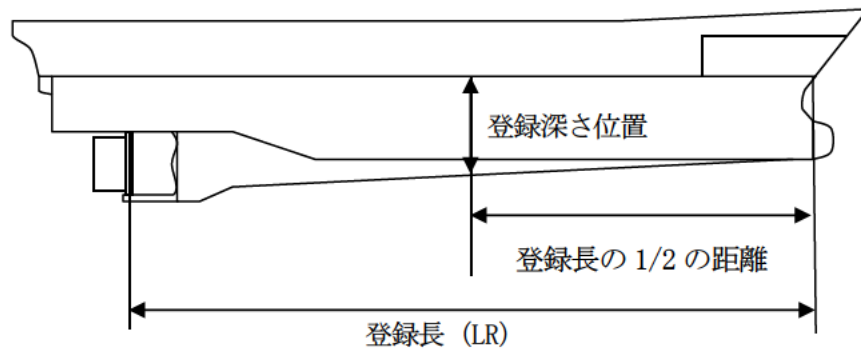
船体最広部の位置は、必ずしも登録長の中央とならないことに注意。

船側に張出部がある場合は、その寸法を含めます（防舷材は含めません）。

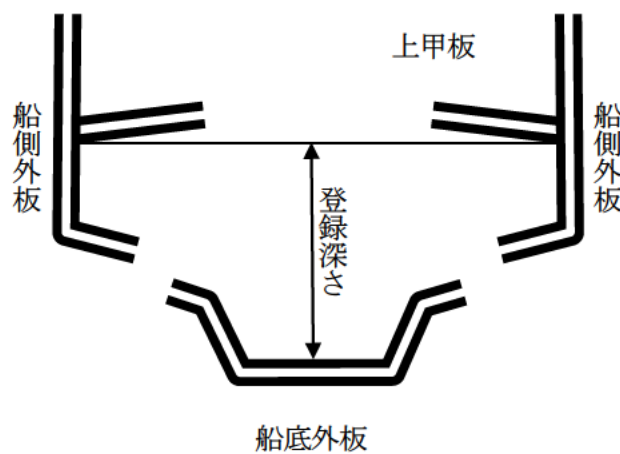


3 登録深さ (DR)

登録長の中央（船首側の基点から登録長の1/2の距離）の位置において、キールの上面（船底外板の内面）から両舷の船側における上甲板下面を結んだ線までの寸法です。



登録深さ計測位置



登録深さの計測基点